**平成２５年（フ）第３６４号**
岩手県滝沢市葉の木沢山41番地27　藤倉方、住民票上の住所盛岡市岩脇町８番25―403号
債務者　渡辺亜希子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２６年（フ）第６号**
岩手県岩手郡葛巻町葛巻第８地割24番地１
町営田ノ沢住宅10号
債務者　近藤　寛之
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２６年（フ）第７号**
盛岡市本宮字石仏12番地13
債務者　浅沼　香子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第６２１号**
神奈川県平塚市纏132番地の４、前住所神奈川県平塚市袖ケ浜２番24号　第１袖ケ浜ハイツ102号
債務者　鈴木　一司
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２５年（フ）第６２４号**
神奈川県小田原市飯田岡83番地の７　池田ハイツＢ212号、前住所神奈川県小田原市堀之内209番地
債務者　田村　美穂
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第１号**
神奈川県平塚市東八幡１丁目１番７号　リードハイツ201号
債務者　平田賢淑こと　薛　　賢淑
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第８号**
神奈川県平塚市西八幡４丁目１番24号　コーポ富士Ⅱ102号
債務者　渋谷　早苗
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２５年（フ）第１１０号**
新潟県新発田市富塚町１丁目５番17号　コーポカワサキ102
債務者　新保　　隆
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２５年（フ）第１１１号**
新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1122番地20
債務者　新保　潤也
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２５年（フ）第１２４号**
新潟県胎内市西栄町９番10号
債務者　宮島　時子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２６年（フ）第４号**
新潟県新発田市本田甲1580番地
債務者　渡辺ヨリ子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２５年（フ）第２４２号**
静岡県富士市比奈1010番地
債務者　深沢　修身
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２５年（フ）第１３５号**
香川県丸亀市土器町東１丁目118番地　青山コーポＢ棟111号
債務者　馬場　利文
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２６年（フ）第１号**
香川県善通寺市木徳町930番地１　ハートフォートＣ202号
債務者　久保かおり（旧姓在間）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２５年（フ）第１５９号**
北海道苫小牧市豊川町３丁目14番３号　グランドール豊川202
債務者　下田　麻衣
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２５年（フ）第８０６号**
宮城県岩沼市朝日１丁目３番６号
債務者　鎌田かよ子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第１号**
福島県白河市豊地弥次郎66番地１　鈴石アパート３号室、住民票上の住所福島県白河市女石13番地
債務者　斎藤　清美
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福島地方裁判所白河支部破産係